

訪問介護サービス重要事項説明書

<R6.6.1>

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている訪問介護サービス事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 香美町社会福祉協議会
設立年月日	平成17年4月1日
電話及びFAX	電話 0796-39-2050 / FAX 0796-39-2150
代表者名	森 脇 修
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1（香美町香住地域福祉センター内）
法人の理念	ささえあい安心して暮らせるまちづくり
介護の理念	その方が、その方として、その方らしく、お暮らしになれるようにいつまでもお支えし続けます。
他の介護保険関連の事業	1) 居宅介護支援事業・介護予防支援事業 2) 訪問入浴介護事業 3) 通所介護事業・自立援助通所型サービス事業 4) 認知症対応型生活援助事業・介護予防認知症対応型生活援助事業 5) 指定共用型認知症対応型通所介護事業
他の介護保険以外の事業	1) 介護予防・地域支えあい事業 2) 障害者訪問入浴事業 3) 障害者訪問介護事業 4) 軽度生活援助事業 5) ナイトケアサービス事業 6) 小地域たすけあい事業 7) ボランティア推進事業 8) 総合相談事業

2. お客様に訪問介護サービスを担当する事業所について

事業所名	社会福祉法人香美町社会福祉協議会 香住ふれ愛介護センター訪問介護事業所
所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1（香美町香住地域福祉センター内）
連絡先	電話(直通) 0796-39-1275 / 0796-36-2758 FAX 0796-39-1276
管理者氏名	元藤 涼子
営業日 営業時間	通常月曜日から金曜日まで (但し、国民の休日、祝日及び12月29日～1月3日までを除く。)
サービス提供時間	年中無休・24時間派遣
事業所指定番号	指定事業者番号(2874500347) 指定年月日(平成17年4月1日)
事業開始時期	平成17年4月1日
サービスを提供する実施地域	兵庫県美方郡香美町区域
事業の目的・方針	(目的) 介護福祉士又は、訪問介護員研修修了者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とします。 (方針) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般に渡る援助を行う。又、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービス提供に努めます。

3. 当事業所の従業者について

① 指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する当事業所の従業者は次のとおりです。

職 種	員 数	業 務 内 容	勤務体制
管 理 者	1名	従業者及び業務管理を一元的に行います。	常勤兼務1名
サービス提供責任者	3名	利用申込みの調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。	常勤3名
訪問介護員 (サービス提供責任者3名を含む)	13名 (女性13名)	訪問介護(支援)計画に基づく要介護者等への生活全般に渡る援助を行います。	常勤6名 非常勤7名 (常勤換算2.3名)
ホームヘルパー 2級	4名 (女性4名)		常勤1名 非常勤3名
介護福祉士	9名 (女性9名)		常勤5名 非常勤4名

② お客様に訪問介護サービスを提供する当事業所の従業者は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際は、いつでも提示をします。

4. サービス内容

① サービス提供の手順は次のとおりです。

サービス提供 の 手 順	お客様の申込み→被保険者証の確認→重要事項説明書による説明・同意→契約の締結→身体状況の把握(居宅介護支援事業所・医療機関との連携による)→面談・訪問介護計画の作成→サービスの提供→サービス提供記録の整備→領収書の発行→終了 ※サービス提供時においては、関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等を行います。
-----------------------	--

② お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じて提供します。なお、サービス提供に当たっては、「訪問介護サービス計画」「サービス利用手順書」に沿って、計画的に提供します。

身体介護中心型サービス	<p>◆ 身体介護とは、訪問介護員(ホームヘルパー)が①お客様の身体に直接接触して行う介助、並びに②これを行うために必要な準備及び後始末 ③お客様が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助・専門的な援助です。具体的な主なサービスは次のとおりです。</p> <p>①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位交換 ⑩服薬の見守り介助 ⑪通院等介助 ⑫その他()</p>
生活援助中心型サービス	<p>◆ 生活援助とは、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助です。主なサービス内容は次のとおりです。</p> <p>①調理(ご家族分の調理は行いません) ②洗濯(ご家族分の洗濯は行いません) ③住居の掃除・整理整頓(お客様の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません) ④買い物(預金、貯金の引き出しや預け入れは行いません) ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え ⑦その他()</p>

5. サービス利用料金表

① お客様の訪問介護サービス利用料金

区分	通常 時間帯	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 30分ごとに加算
身体 介護	基本料金	1,960円	2,930円	4,640円	6,800円	990円
	1割負担	196円	293円	464円	680円	99円
	2割負担	392円	586円	928円	1,360円	198円
	3割負担	588円	879円	1,392円	2,040円	297円

区分	通常 時間帯	20分以上 45分未満	45分以上
生活 援助	基本料金	2,150円	2,640円
	1割負担	215円	264円
	2割負担	430円	528円
	3割負担	645円	792円

※ 特定事業所加算(Ⅰ)…当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図る事業所として「特定事業所加算(Ⅰ)」を受けています。そのため、介護保険給付について、通常の基準より20%増しの報酬を受け取っており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。従って、加算を受けていない事業所に比べて20%増しの利用料金となります。

※ 身体介護中心の訪問介護サービスを提供後、引き続き生活援護中心の訪問介護サービスを提供した場合は、所要時間が20分以上45分未満の場合は67単位、45分以上70分未満の場合は134単位、70分以上の場合は201単位を加算します。

※ 初回加算…新規のお客様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が同行訪問した場合は、初回加算として200単位を加算します。

※ 緊急時訪問介護加算…お客様やそのご家族からの要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合、100単位を加算します。

※ 口腔連携強化加算…口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り50単位を加算します。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)…料金=毎月の算定料金の22.4%
お客様負担料金=毎月のお客様負担料金の22.4%

② その他の料金

	お客様負担料金
交通費料金 (サービス実施地域外のみ)	交通費実費又は、自動車使用の場合は、 通常の実施地域を超えた地点を起点とした距離に応じ ①片道10km未満 1,000円 ②片道10km以上15km未満 1,500円 ③片道15km以上 5km未満まで増すごとに500円加算
複写物の交付	無 料

注1) お客様のご都合でキャンセルされる場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時15分までにご連絡ください。前日午後5時15分以降のキャンセルは、お客様負担金の100%を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です)

注2) 今後この料金体系は変更する場合があります。その際はお客様に事前に文書をお渡しして説明します。

注3) 平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されています。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時間帯	午前6時から午前8時まで ※25%加算	午後6時から午後10時まで ※25%加算	午後10時から午前6時まで ※50%加算

注4) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合
- ・ エレベーターのない建物の2階以上の居室から、歩行困難なお客様の外出介助をする場合
- ・ 深夜帯の訪問で、訪問地域の環境等を鑑みて、訪問介護員2人対応が望ましい場合

注5) 身体介護が中心であるサービスを行った後に、所要時間20分以上45分未満の生活援助が中心であるサービスを行ったときの料金は、700円（お客様負担金は70円）、45分以上70分未満は1,400円（お客様負担料金は140円）、70分以上は2,100円（お客様負担料金は210円）となります。

注6) お客様がまだ要介護認定を受けていない場合①サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。ただし、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。②認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。また、要支援もしくは要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6. 虐待の防止

お客様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	元藤涼子
-------------	-----	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 身体拘束

原則としてお客様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、お客様、又はご家族様に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性…お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	① 利用料、その他の費用は、お客様負担がある場合に、利用の月ごとにその合計金額を請求いたします。 ② 請求書は、利用明細を添えて、お客様宛にお届けいたします。た
---------------	---

	だし、請求額のない月はお届けしません。
利用料、その他の費用の支払い	<p>① 請求書を受け取られましたら、お渡しするお客様控えと内容を照合の上、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法を選択した上でお支払いください。</p> <p><input type="checkbox"/> お客様指定口座からの自動振替 郵便局以外で、香美町内の金融機関に所有されるお客様の口座から自動振替するために別紙届出書の提出が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者指定口座への振込み 但馬銀行 香住支店 普通口座 7112046 口座名義 社会福祉法人 香美町社会福祉協議会 会長 森脇 修</p> <p><input type="checkbox"/> 現金支払い</p> <p>② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。</p>

9. 担当者の変更について

サービスを提供する担当者（ホームヘルパー、その他介護職員等）の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。お客様のご希望を尊重して調整を行います。

ただし、お客様から特定の担当者の指名はできないことと、当事業所の人員配置などにより、ご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

10. 事業者の責務について

個別サービス計画	<p>① 当事業所は、お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿った「個別サービス計画」を作成し、お客様に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。</p> <p>② 当事業所は、お客様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。</p> <p>③ 当事業所は、お客様が「居宅サービス計画」の変更を希望される場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の支援を行います。</p>
居宅サービスの提供内容の記録	お客様に提供したサービスの記録は、お客様の要介護認定等の満了日から2年以上保管します。記録については、お客様とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。
秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護	<p>当事業所及び従業者がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し同意を得たうえで使用します。同意を得た場合は同意書に署名をいただきます。</p> <p>なお、お客様のご家族からの希望があった場合には、お客様に連絡するのと同様の通知をご家族にも行うことも可能です。</p>
賠償責任について	<p>① 当事業所の責任において、お客様の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所はお客様にその損害を賠償いたします。</p> <p>② 当事業所は、あいおい・ニッセイ同和損害保険株式会社に加入しています。</p>
損害保険内容の開示方法	内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡下さい。
緊急時の対応	サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医に連絡するとともに必要な対応を行います。

11. 苦情相談機関

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、つぎの窓口までご遠慮なくお申し出ください。

香美町社会福祉協議会 香住 ふれ愛介護センター	所在地	兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1		
	担当者	訪問介護サービス事業	元藤涼子	
	電話	0796-39-1275 (直通)	0796-36-2758	
	FAX	0796-39-1276		
	受付時間	8:30~17:15 月~金		
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名	香美町福祉課		
	電話	0796-36-1111	FAX	0796-36-3809
	受付時間	8:30~17:15 月~金 (12月29日~1月3日を除く)		
	機関名	兵庫県国民健康保険団体連合会		
	電話	078-332-5617	FAX	078-332-5650
	受付時間	9:00~17:15 月~金 (12月29日~1月3日を除く)		
第三者委員	担当者	役職名		

12. 重要事項を説明した年月日・時間

この重要事項説明書の説明場所・年月日・時間	場所
	令和 年 月 日
	時 分

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、お客様にその内容を文書にて通知し、口頭にて説明します。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、お客様に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 兵庫県美方郡香美町香住区森31番地の1
(香美町香住地域福祉センター内)

名称 社会福祉法人香美町社会福祉協議会
香住ふれ愛介護センター訪問介護事業所

代表者 森脇 修 印
管理者 元藤 涼子

(説明者) 所属 社会福祉法人香美町社会福祉協議会
香住ふれ愛介護センター訪問介護事業所

氏 名 印

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(お客様) 住所 兵庫県美方郡香美町香住区

氏 名 印

(代理人) 住所

氏 名 印

(お客様との続柄：)